

令和8年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名： 鋸 南 町

令和8年7月31日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	93.08%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	86.35%
全職員	87.23%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	87.99%
本庁課長補佐相当職	98.5%
本庁係長相当職	86.63%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	77.42%
31～35年	85.31%
26～30年	92.96%
21～25年	89.23%
16～20年	95.55%
11～15年	100.1%
6～10年	100.08%
1～5年	96.81%

【説明欄】

- ・ 職員の給与は、条例等に基づいて決定しており、制度上、職員の給与の男女の差異は生じませんが、諸手当の受給状況や男女の職員構成比率等により、職員の給与の男女の差異が生じています。
- ・ 相対的に給与水準が低い会計年度任用職員のうち59.7%が女性であり、「全職員」で比較すると男女の給与の差異が大きくなる要因となっています。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 8 年度
管理的地位にある職員	22. 22%

【説明欄】

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 8 年度
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	22. 22%
本庁課長補佐相当職	60. 00%
本庁係長相当職	38. 46%

【説明欄】

1. 男女別の育児休業取得率

区分	令和 7 年度
男性	0%
女性	100%

区分	令和7年度
男性	—
女性	—

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1 週間未満	—	—	—	—
1 週間以上 2 週間未満	—	—	—	—
2 週間以上 1 月以下	—	—	—	—
1 月超 3 月以下	—	—	—	—
3 月超 6 月以下	—	—	—	—
6 月超 9 月以下	—	—	—	—
9 月超 12 月以下	—	—	—	—
12 月超 24 月以下	—	50%	—	—
24 月超	—	50%	—	—

--

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	7.8 時間／月
内部部局等以外	—

【説明欄】